

# 労働総研 ニュース

No.386

2022年5月号

発行 労働運動総合研究所（略称：労働総研） <http://www.yuiuidori.net/soken/>  
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501  
☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール [rodo-soken@nifty.com](mailto:rodo-soken@nifty.com)

## 大企業の内部留保に適正な課税を

垣内 亮

2月24日に、日本共産党の志位和夫委員長が記者会見で「アベノミクスで増えた大企業への内部留保に適正な課税を一大企業優遇の減税をただし、内部留保を質上げと『グリーン投資』など国内投資に」（以下、「提案」）を発表しました。その全文は2月25日「しんぶん赤旗」に掲載されています。この提案にいたった背景、提案の概要と意義などについて解説します。

### 1 急増する内部留保

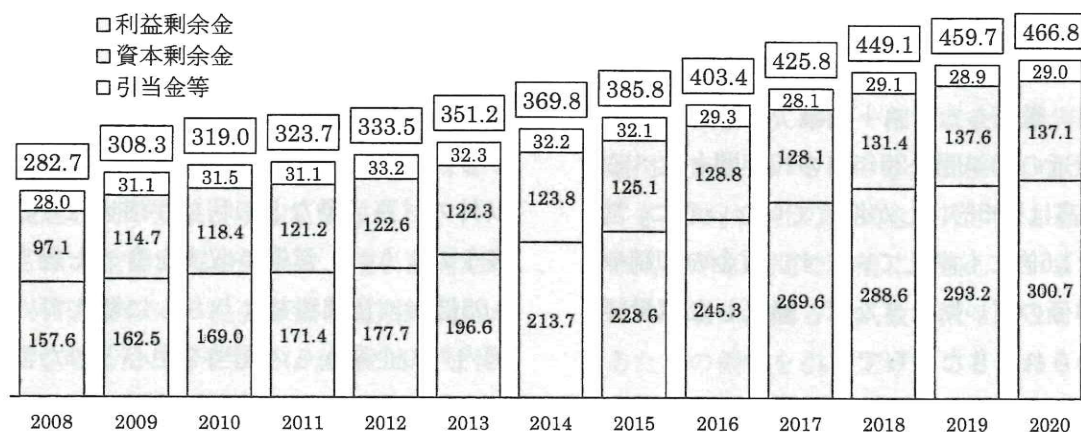
今回の提案の背景には、歴代自民党政権の新自由主義の経済政策、とりわけ第二次安倍政権以来の「アベノミクス」によって、大企業の内

部留保が大きく増えていることがあります。

一般には、「内部留保」とは、企業の利益のうちで株主に配当されずに社内に残された分、つまり利益剰余金のことを言いますが、私たちは、このほかに株式発行や自社株購入・売却、企業再編などで生じた利益である資本剰余金、様々な口実をつけて利益から除かれている引当金についても「内部留保」を構成すると考えています。

図1のように、財務省の「法人企業統計」のデータから大企業の内部留保を計算すると、アベノミクスが開始された2012年度を起点とした8年間で、利益剰余金だけでも123兆円、資本剰余金なども含めた広義の内部留保では133.3兆円も増えていることがわかります。

図1 大企業の内部留保の推移



財務省「法人企業統計」、資本金10 億円以上の大企業（金融保険業を含む）、単位：兆円。

年度別では20年度までしかわかりませんが、法人企業統計には4半期別の集計もあります。今回の提案発表後の3月1日に、昨年10-12月期の集計結果が公表されましたので、これを安倍政権が発足した12年10-12月期と比較すると、この9年間で利益剰余金だけでも137.2兆円、広義の内部留保では159.1兆円も増加しています。コロナ危機の中でも大企業の内部留保は増えています。

## 2 内部留保増加の要因

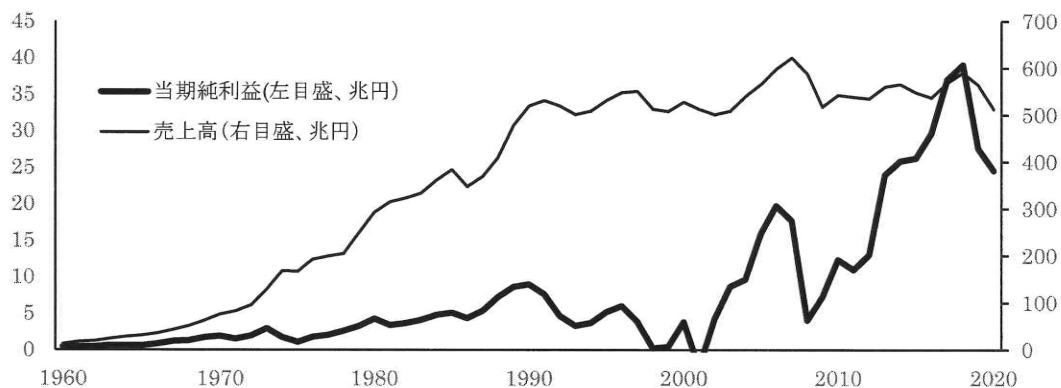
今回の提案の背景には、単に内部留保が増え

ているというだけでなく、増加の要因や増加した内部留保の使われ方の問題があります。

法人企業統計によれば、図2のように、60年代の高度成長期から80年代頃までは、売上高が大きく伸びて、それに比例するように当期純利益も増えていました。その結果、内部留保も増え、それが新たな設備投資に使われて生産を増やし、売上が増えるという形で循環していたのです。

ところが、90年代に入ると売上高が頭打ちになり、あまり増えなくなりました。そして、2000年代に入ると、売上高が増えないのに当期純利益だけが増えるようになってきたのがわかります。

図2 大企業の当期純利益と売上高の推移



財務省「法人企業統計」、資本金10 億円以上の大企業（金融保険業を除く）

売上が増えないのに、利益は増えるという状況を生み出した要因は、主に次の3つです。

### (1) 賃金抑制など徹底したコスト削減

1つは、徹底したコスト削減です。表1のように、直近の10年間で20年前の10年間と比べると、売上高は1.05倍にしか増えていないのに、営業利益は1.6倍にも増えています。賃金の抑制や下請け単価の買いたたきなど、徹底した減量経営が進められてきたからです。

賃金について見ると、大企業従業員の平均給与年収は12年度の560万円から20年度の579万円に、

8年間で3.4%しか増えていません。この間に2回の消費税増税が行われ、消費者物価は7.2%も上昇していますから、実質賃金はマイナスです。

### (2) 海外活動や金融活動による収益の拡大

2つめは、海外子会社などの利益や、本業以外の財務活動などの利益が増えたことです。表1のように、営業外収支を含めた経常利益は2.66倍と、営業利益よりさらに増えています。国内外の企業からの配当を中心とした営業外収益が増えたことが大きな要因ですが、内部留保という自己資本の増加で銀行借り入れが減り、

表1 大企業の諸指標の推移

|          | ①91～00<br>年度平均 | ②01～10<br>年度平均 | ③11～20<br>年度平均 | ③／①    |
|----------|----------------|----------------|----------------|--------|
| 売上高      | 523.5          | 549.4          | 551.7          | 1.05 倍 |
| 営業利益     | 18.2           | 22.7           | 29.1           | 1.60 倍 |
| 営業外収益    | 7.7            | 8.2            | 14.8           | 1.92 倍 |
| 営業外費用    | 11.7           | 7.0            | 6.1            | 0.52 倍 |
| 経常利益     | 14.2           | 23.8           | 37.8           | 2.66 倍 |
| 税引前当期純利益 | 9.9            | 17.4           | 34.1           | 3.44 倍 |
| 法人税等     | 6.1            | 7.2            | 8.1            | 1.33 倍 |
| 当期純利益    | 3.8            | 9.7            | 25.8           | 6.71 倍 |

財務省「法人企業統計」、資本金10億円以上の大企業（金融・保険業を除く）、単位：兆円

さらに異次元金融緩和による超低金利で、利払い費などの営業外費用が減ったことも要因となっています。

### （３）大企業減税の効果

3つめは、大企業への減税です。安倍政権は、大企業への減税を連続的に行ってきました。14年度に復興特別法人税を1年前倒しで廃止したのを皮切りに、15年度、16年度、18年度と連続して法人税率を引き下げ、安倍政権以前には復興税を含めて28.05%だった法人税率を23.2%に、地方税を含めた実効税率を37.00%から29.74%に引き下げてきました。安倍政権以前は1兆円前後だった企業向けの租税特別措置も、研究開発減税の拡充や「賃上げ減税」の創設など、2兆円規模に膨れ上がりました。さらに、国内外の子会社からの配当が増えたことにより、以前から存在した「受取配当益金不算入制度」などの大企業優遇税制の効果が増加しました。

こうした大企業減税の効果は、税引前当期純利益が3.44倍なのに、税引き後の当期純利益が6.71倍にも増えたことを見ればよくわかります。

（表1）

## 3 「余剰資金」化した内部留保が経済成長の阻害要因に

資本主義社会で経済が成長するためには拡大再生産が必要ですから、内部留保が増えること自体は、必ずしも「悪」ではありません。問題は、増加した内部留保が新たな投資に回らず、「余剰資金」となっていることです。

アベノミクスのもとでの12年度から20年度までの8年間の大企業の資産構成の変化を見ると、表2のように、工場や機械などの「有形固定資産」は20.8兆円しか増えておらず、現金預金が32.3兆円、有価証券が99.1兆円も増えています。有価証券には子会社などの株式も含まれているので、その増加分が必ずしも「余剰資金」ということにはなりませんが、一部には余った資金を証券運用に充てているものも含まれています。

さらに、自社の株式を購入することで「自己株式」が8年間で2倍に増加しています。これは、市場に出回る株式数を減らすことで、1株あたりの価格を引き上げることをねらったものです。法人企業統計にはデータがありませんが、購入した自社株を内部留保と相殺することで帳

表2 大企業の資産構成の推移

| 年度     | 2008  | 2012  | 2016  | 2020  | 12→20 | 増減率     |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 有形固定資産 | 197.1 | 192.5 | 198.9 | 213.3 | 20.8  | 10.8 %  |
| 現金預金   | 35.6  | 46.3  | 63.6  | 78.6  | 32.3  | 69.7 %  |
| 有価証券   | 156.5 | 209.3 | 251.4 | 308.4 | 99.1  | 47.3 %  |
| 自己株式   | 13.2  | 11.6  | 16.0  | 23.2  | 11.6  | 100.2 % |

財務省「法人企業統計」、資本金10億円以上の大企業（金融・保険業を除く）、単位：兆円

簿から消す「自社株消却」も行われているため、自社株購入に充てられた内部留保はもっと多いはずです。「日経」4月3日付によれば、上場企業が21年度に設定した自社株購入の枠は8兆円にのぼり、前年度の7割増にもなったといえます。

このように、増加した内部留保が新たな設備投資などにはほとんど充てられず、「余剰資金」となっているため、それが国民経済全体、日本社会全体には回らず、経済成長の阻害要因になっているのです。最近では政府もそれを否定できず、「内部留保の活用が必要だ」と言わざるを得なくなっています。

#### 4 「内部留保課税」に対する日本共産党の態度

以上のように、今回の内部留保課税の提案の背景には、内部留保が増加するだけでなくそれが「余剰資金」となって、経済成長の阻害要因になっているということがあります。

ただ、日本共産党は、これまでも内部留保課税は理論的にはあり得ると考えてきましたが、それを提案することには慎重な態度をとってきた経緯があります。その理由は、主に次の3つです。

① 内部留保課税は過去に蓄積された「ストック」への課税であり、臨時的な課税とはなっても恒久的な課税にはなりにくく、社会保障な

どの財源にはなじまない。

② 内部留保増加の最大の要因は賃金抑制などのコスト削減であり、内部留保はまず労働者の賃上げなどに活用されるべきである。

③ 後述するように、一方で「株主還元によって株式市場を活性化することを狙った内部留保課税」の議論もあり、その流れに利用されないように、注意する必要がある。

今回の提案では、以上のような点に配慮し、①臨時的な課税とする、②賃金抑制による分ではなく、この間の「減税」により積み上がった分を対象として課税する、③配当や自社株購入などによる「株主還元」を助長しないようにする——というものとなるよう、工夫をしています。

#### 5 内部留保課税の提案の概要

##### (1) 課税対象について

資本金10億円以上の大企業の内部留保（利益剰余金だけでない広義の「内部留保」）を対象とします。ただ、内部留保の総額ではなく、12年度以降の増加分を対象に課税することとしています。これは、第二次安倍政権以降のアベノミクスの恩恵（とりわけ大企業減税の恩恵）を受けて増加した分を対象とするという趣旨ですが、次のような意味も持ちます。1つは、リーマン・ショックの影響で内部留保を大きく減らした企業もありますが、そこからの回復期（09～12年度）の内部留保増加分は課税対象にしないとい

うことです。もう1つは、コロナの影響への配慮です。航空産業や観光業など、業種によっては過去に積み上げた内部留保をコロナの影響で取り崩してしまった企業もありますが、そういう企業は今回の内部留保課税の対象にはならない仕組みになっています。

また、この8年間に新たな設備投資をして12年度に比べて企業設備等を増やした企業は、その分を課税対象から控除することとしています。これは、内部留保全体を「悪」とみなすのではなく、「余剰資金」となっている部分に課税するという趣旨です。これは同時に、「内部留保と言っても現金で持っているわけではない。内部留保に課税したら納税のために工場設備を売却しなければならなくなる」といった、よくある批判の口実をなくすという意味も持っています。

さらに、過去の設備投資だけでなく、今後5年間の課税期間内に賃上げや国内設備投資をした企業には、賃金総額の増加分や企業設備の増加分を課税対象から控除する措置を講ずることとしています。

## (2) 税率と課税期間について

税率は2%で課税期間は5年間としています。合計で課税対象となる内部留保部分の10%相当の税額を課税することになります。この数字の根拠は、概略、次のようなものです。

法人企業統計で、大企業の「税引前当期純利益」と「法人税、法人住民税及び法人事業税」の金額から、税負担率を計算すると、表3のようになっています。12年度時点の税負担率は32.4%で、この時点の法定実効税率(37%)より低くなっており、これは、租税特別措置をはじめとした大企業優遇税制の影響ですが、13年度以降は、さらに負担率が低くなっています。これは、法人税率が引き下げられたことなど、この間の大企業減税の効果と考えられます。かりに、13年度以降の大企業減税がなく、12年度と同じ負担率が続いたとすれば、実際の税額との差は8年間で34兆円にのぼります。

一方、この間の当期純利益が12年度と比べて増加した額を累計すると、133.5兆円となっています。この2つの数字から計算すると、この8

表3 大企業減税の効果の推計

| 年度      | 税引前利益   | 法人3税    | 税負担率   | 12年度と同じ<br>税負担率が続いた<br>場合の税額 | 実際の税額<br>との差額 | 当期純利益   | 12年度比で<br>の当期純利益<br>の増加額 |
|---------|---------|---------|--------|------------------------------|---------------|---------|--------------------------|
| 2009    | 17.5 兆円 | 6.8 兆円  | 38.8 % |                              |               | 10.5 兆円 |                          |
| 2010    | 24.9 兆円 | 7.7 兆円  | 31.0 % |                              |               | 15.8 兆円 |                          |
| 2011    | 26.2 兆円 | 8.0 兆円  | 30.6 % |                              |               | 14.9 兆円 |                          |
| 2012    | 29.2 兆円 | 9.4 兆円  | 32.4 % |                              |               | 19.5 兆円 |                          |
| 2013    | 44.0 兆円 | 11.3 兆円 | 25.6 % | 14.3 兆円                      | 3.0 兆円        | 31.4 兆円 | 11.9 兆円                  |
| 2014    | 46.9 兆円 | 11.7 兆円 | 25.0 % | 15.2 兆円                      | 3.5 兆円        | 33.5 兆円 | 14.1 兆円                  |
| 2015    | 45.9 兆円 | 11.4 兆円 | 24.8 % | 14.9 兆円                      | 3.5 兆円        | 33.7 兆円 | 14.2 兆円                  |
| 2016    | 47.0 兆円 | 10.4 兆円 | 22.1 % | 15.2 兆円                      | 4.9 兆円        | 36.9 兆円 | 17.4 兆円                  |
| 2017    | 55.6 兆円 | 11.6 兆円 | 20.8 % | 18.0 兆円                      | 6.5 兆円        | 44.9 兆円 | 25.4 兆円                  |
| 2018    | 56.3 兆円 | 11.3 兆円 | 20.0 % | 18.3 兆円                      | 7.0 兆円        | 45.3 兆円 | 25.9 兆円                  |
| 2019    | 42.0 兆円 | 10.5 兆円 | 25.1 % | 13.6 兆円                      | 3.1 兆円        | 32.3 兆円 | 12.9 兆円                  |
| 2020    | 40.3 兆円 | 10.4 兆円 | 25.9 % | 13.0 兆円                      | 2.6 兆円        | 31.2 兆円 | 11.7 兆円                  |
| 8年間の合計額 |         |         |        |                              | 34.0 兆円       |         | 133.5 兆円                 |

財務省「法人企業統計」、資本金10億円以上の大企業（金融保険業を含む）による

年間の利益増加額の約4分の1が大企業減税の効果だったとみることができます。

内部留保の多くは、当期純利益のうち配当されなかった分が蓄積されたものですから、内部留保の増加分も、その4分の1程度が減税の効果だと考えられます。ただ、減税の恩恵がどの程度あるかは、業種や企業によって異なり、それほど多くの恩恵を受けていない企業もあるでしょう。その点を考慮して、内部留保の増加分の10%程度の課税であれば、減税効果による増加分の範囲に収まるであろうというのが、提案の税率の考え方です。

### (3) 税収総額と用途について

過去8年間で大企業の内部留保は130兆円増えていますが、企業設備などが20数兆円増えていること、今後の賃上げや国内投資分も差し引くことを考えると、課税対象は約100兆円となり、毎年の税収は2兆円程度で、5年間で約10兆円と見込まれます。

用途は一般財源とすることを想定していますが、時限的な課税であって恒久財源ではないため、社会保障などの財源には適しません。今回の提案では、最低賃金を1500円に引き上げるための中小企業・中堅企業への支援策に活用する方針を示しています。

## 6 内部留保課税の提案の3つの意義

日本共産党の志位委員長は、今回の提案について、3つの意義があると指摘しました。

1つは、税の不公平をただすことです。各種の大企業優遇税制の効果で、大企業の法人税負担率は中小・中堅企業より大幅に低くなっています。こうした優遇税制を改めれば、将来の不公平はただすことができますが、法人税は過去に遡って適用されるわけではありませんから、

すでに実施された不公平税制の効果まではただせません。内部留保課税は、こうした過去の不公平をただすことになります。

2つめは、内部留保を賃上げや「グリーン投資」などの国内設備投資に誘導することです。課税期間の5年間のうちに賃上げを行ったり、国内設備投資によって企業設備等を増加せたりした企業には、その分を課税対象から控除することとしており、積極的に賃上げや投資を行った企業は税負担が軽くなります。日本共産党は昨年9月に気候危機を打開するための「2030戦略」を発表しましたが、その中では、気候危機打開の対策を実施することで、民間ベースでも今後10年間で150兆円の新たな投資が見込まれるという試算を紹介しています。今回の提案は、大企業の内部留保をこうした投資につなげることになります。

3つめに、新たに生まれる10兆円の財源を中小・中堅企業の賃上げ支援に活用し、最賃1500円（時給）を早期に実現することです。最近の労働総研の試算では、全国的に最低賃金を1500円に引き上げれば、労働者全体の賃金月額2万6,641円の引き上げに相当する賃上げになるとされています。労働者総数を5,000万人として計算すると、賃上げ総額は16兆円以上になると思われますが、その多くは中小企業であり、手厚い支援策なしには実現は困難です。

政府も「賃上げは重要だ」といいますが、具体的な施策は「賃上げ減税」くらいしかありません。しかし、赤字企業が多い中小企業の「賃上げ減税」の利用は中小企業全体の4%不足で、減税額も年平均1,000億円前後にすぎません。5年間で10兆円の財源を使い、赤字企業にも適用できる社会保険料負担の軽減などの方法で支援を行えば、格段に大きな効果があります。

## 7 物価高騰の情勢下で高まる重要性

以上にくわえて、物価高騰が続く最近の経済情勢との関連でも、内部留保課税の意義は高まっています。今の物価高騰には、ウクライナ情勢などの偶発的な要因だけでなく、アベノミクスによる円安という構造的な要因があります。ガソリン税を下げるなどの緊急対策も必要ですが、経済政策自体の大転換が非必要です。そもそも、8%前後の物価上昇が起きている欧米に比べれば低い2%程度の物価上昇でも暮らしが耐えられないのは、「物価が上がっても賃金が上がらない国」だからです。長く続いた新自由主義が、日本をインフレに対しても「弱くてもろい国」にしてしまったのです。最低賃金の思い切った引き上げは、これを打開するカギとなっています。

同時に、内部留保課税で賃上げ支援の財源を確保することが重要です。コロナ対策は緊急性からいって国債発行で財源を確保するしかありませんが、賃上げ支援も含めてすべてを国債発行に頼るのでは、国債の大量増発と、それを支えるための日銀の大量国債買入れによる超低金利政策、その結果としての円安進行による物価上昇という悪循環から抜け出せないからです。

## 8 内部留保課税をめぐるいくつかの論点

内部留保課税をめぐる、いくつかの論点にふれておきます。

### (1) 「二重課税」という批判について

内部留保は、法人税を納めた後に残った利益が累積したものであるため、大企業や財界の中には、「内部留保への課税は二重課税」だという議論があります。しかし、今回の提案は、この

間の不公平税制によって適正な課税がされないために膨れ上がった内部留保を対象としたものであり、「二重」とは言えません。「二重課税」というのなら、所得税を納めた後の所得で買い物をした際にかかる消費税こそ、日本で最大の「二重課税」です。消費税の増税を要求し続けている財界に、「内部留保課税は二重課税」などという議論をすることはできません。

### (2) フロー課税とストック課税

一般に「内部留保課税」と呼ばれる税制は、これまでも例はありました。ただ、それは今回の提案のような過去に蓄積された「ストックとしての内部留保」に課税するものではなく、毎年利益のうち株主に配当されず企業内に留保される部分に対する課税、つまり「フローの内部留保」への課税でした。台湾で2000年以降、韓国で2015年から実施された内部留保課税も「フローの内部留保」への課税です。

実は、「フローの内部留保課税」は日本でも例があります。現行税制でも、特定同族会社において株主に配当されず社内に留保される利益に対しては、通常の法人税に上乗せして「留保金課税」が実施されています。また、80年代までは、利益のうち株主に配当される部分に対して法人税率を通常より低くする「配当軽減制度」が実施されていました。これも実質的には「フローの内部留保課税」の一種だったといえます。

今回の提案は、こうした「フローの内部留保課税」ではなく、過去に蓄積された内部留保に課税する「ストックへの課税」という点で、新しい性格を持ったものだといえます。

### (3) 株主還元を目的とした「内部留保課税」との違いについて

日本の留保金課税や、台湾・韓国などの課税の場合は、株主への配当を増やし、社内に留保される額を減らせば課税額が減少することにな

ります。課税をしても配当を増やすだけで、賃上げや新たな投資にはつながりにくいという問題があります。

さらに、株式配当を増やし、証券市場を活性化することを主目的とする内部留保課税の議論もあります。典型的なのは、2017年の総選挙の時の、小池百合子東京都知事が率いる「希望の党」の公約です。その中では「大企業の内部留保に課税することにより、配当機会を通じた株式市場の活性化……をもたらす」と書かれていました。同じ政策の中には「東京都の『国際金融都市・東京』構想を全面的に支援し、日本と東京をアジアナンバーワンの国際金融センターとして復活させるために必要な税制改革・規制改革に取り組む」という項目もあったことを見れば、彼らの「内部留保課税」が何を目的としていたかは明らかでしょう。

今回の提案は、賃上げや国内設備投資に充てた場合は課税対象から控除しますが、株主への配当などで内部留保を減らしても課税対象は減らないような仕組みにしています。とは言っても、内部留保課税が具体化した場合には、「将来も、こういう課税が行われる可能性がある。課税されるくらいなら、配当を増やせ」という株主の圧力が強まり、配当などが増えることは予想されます。いっそうの格差拡大とならないように、富裕層の株取引への課税の強化を合わせて行う必要があります。

#### (4) 時限的課税とした理由について

内部留保課税について、恒久的な税制として社会保障などの財源に充てるという議論もありますが、それには無理があると思われます。前述したような「フロー課税」ならば、恒久的財源になるかもしれませんが、配当を増やして内部留保を減らそうとする動きが広がります。提案は、これを避けるために、「ストック課税」の

方式を採用し、今後配当を増やしても課税が減らない仕組みにしています。「ストック課税」という性格からいって、恒久的な税制にはなじまないため、時限的な課税として提案しています。

## 9 個別大企業への課税に関する試算

最後に、この提案を実施した場合、個々の大企業にとってどれだけの税負担となるのかを計算してみました。試算は、各企業の12年度と20年度の有価証券報告書の貸借対照表のデータを比較し、内部留保の増加額、有形固定資産等の増加額などを計算して、課税対象額を算定し、5年間の課税額を算出しました。その結果は、表4のようになっています。

トップのトヨタ自動車の場合、8年間で内部留保は8兆円増加しており、有形固定資産等(ソフトウェアも含む)は0.3兆円弱の増加です。このため、課税対象額は7.78兆円で、その10%として5年間で合計7,781億円の課税額となります。トヨタの場合、現金預金だけでも1.9兆円、自己株式を3.1兆円、関係会社株式以外の有価証券を10兆円も保有しており、それらの一部を充てれば納税は十分に可能です。

表では上位20社を示しましたが、省略した企業も含めて上位100社だと、内部留保の増加は58兆円、有形固定資産等の増加は5兆円弱で、税額は100社で約5.3兆円となりました。また、上位200社だと税額が6.2兆円となっています。

なお、提案では、12年度から20年度までの8年間を対象にしていますが、21年度決算が出そろった段階では、21年度までの9年間を対象にすることも考えられます。

21年度決算では、大幅に利益を増やした大企業が多く、さらに内部留保が増えるものと見られます。

(かきうち あきら・日本共産党政務委員会)

表4 内部留保課税を実施した場合の主な大企業の税額の試算

| 企業名             | 内部留保増加額    | 設備等増加     | 課税対象       | 5年間の税額    |
|-----------------|------------|-----------|------------|-----------|
| トヨタ自動車          | 80,695 億円  | 2,884 億円  | 77,812 億円  | 7,781 億円  |
| ソフトバンクグループ      | 48,912 億円  | 5 億円      | 48,907 億円  | 4,891 億円  |
| Zホールディングス(旧ヤフー) | 16,254 億円  | 0 億円      | 16,254 億円  | 1,625 億円  |
| KDDI            | 16,114 億円  | 297 億円    | 15,818 億円  | 1,582 億円  |
| 武田薬品工業          | 14,821 億円  | 0 億円      | 14,821 億円  | 1,482 億円  |
| ゆうちょ銀行          | 13,901 億円  | 169 億円    | 13,732 億円  | 1,373 億円  |
| JR東海            | 19,667 億円  | 6,326 億円  | 13,341 億円  | 1,334 億円  |
| 三井住友フィナンシャルグループ | 13,408 億円  | 712 億円    | 12,696 億円  | 1,270 億円  |
| ソニーグループ         | 12,278 億円  | 0 億円      | 12,278 億円  | 1,228 億円  |
| 日本生命保険          | 11,802 億円  | 340 億円    | 11,462 億円  | 1,146 億円  |
| キーエンス           | 10,672 億円  | 0 億円      | 10,672 億円  | 1,067 億円  |
| 日立製作所           | 8,947 億円   | 0 億円      | 8,947 億円   | 895 億円    |
| かんぽ生命保険         | 8,864 億円   | 0 億円      | 8,864 億円   | 886 億円    |
| 本田技研工業          | 8,974 億円   | 1,054 億円  | 7,919 億円   | 792 億円    |
| 野村ホールディングス      | 7,622 億円   | 0 億円      | 7,622 億円   | 762 億円    |
| 富士通             | 7,461 億円   | 0 億円      | 7,461 億円   | 746 億円    |
| 三菱商事            | 6,392 億円   | 0 億円      | 6,392 億円   | 639 億円    |
| 明治安田生命保険        | 6,381 億円   | 0 億円      | 6,381 億円   | 638 億円    |
| ルネサスエレクトロニクス    | 6,136 億円   | 31 億円     | 6,104 億円   | 610 億円    |
| みずほフィナンシャルグループ  | 6,377 億円   | 511 億円    | 5,867 億円   | 587 億円    |
| 上記20社合計         | 325,679 億円 | 12,328 億円 | 313,352 億円 | 31,335 億円 |
| 上位100社合計        | 58.2 兆円    | 4.9 兆円    | 53.3 兆円    | 5.3 兆円    |
| 上位200社合計        | 69.6 兆円    | 7.1 兆円    | 62.5 兆円    | 6.2 兆円    |

企業の有価証券報告書のデータなどから推計して集計、設備等は減少している場合はゼロとして計算。

まだ400社程度しか試算しておらず、今後の試算による順位の入れ替わりで、上位200社合計の数字はかなり変動する。

## 研究部会報告

### ・中小企業問題研究部会（2月22日）

テーマ「中小企業をめぐる経済情勢はどうなるのか？—コロナ下での特徴と今後の見通し—」について、吉田敬一氏（駒澤大学名誉教授）より詳細なデータを駆使した報告を受け、討論した。吉田氏は、最初に、コロナ禍で露呈した日本型グローバル化の問題点として、電機、自動車の輸出先だった韓国、中国、台湾などで自国資本が立ち上がって日本製品が不要になり、GDPが伸びず、賃金も伸びない原因になっていることを紹介。次に、米中摩擦の影響などを背景に、コロナ後の中小企業問題として、①休廃業の増加と緊急融資の後始末、②燃料・原材料高騰下の価格転嫁問題、③生産性理論に基づく中小企業の整理・淘汰問題を明らかにした。持続可能な国づくりと中小企業の社会的存在意義については、SDGsの目標を念頭に、「⑪住み続けられるまちづくり、④質の高い教育をみんなに、⑤ジェンダー平等を実現しよう、⑫つくる責任、つかう責任（使い捨て型から使い尽くし型へ）」を示した。最後に、大企業の社会的責任の追求＝内部留保の活用による賃金・労働条件の改善を求めた。

### ・賃金・最賃問題研究部会（3月14日）

テーマは「兼松事件を通じての商社における男女差別賃金闘争」、報告者は上田裕子氏。報告者は、①商社労働運動の変遷、②兼松差別事件の概要、③裁判闘争で得たもの、「同一価値労働同一賃金」理論、④国際労働基準とのかかわり、という内容の詳細なレジュメを用意して報告した。併せて氏は、兼松事件の裁判において2009年3月8日、最高裁第二小法廷において、この裁判を有利にする「意見書」を提出している。報告者自身が商社の業務を遂行するなかで、業種が類似する兼松裁判に関係した貴重な経験がある。今日、女性の差別賃金打破、「同一価値労働同一賃金」問題が改めて登場するなかで得難い見解が出された。この問題は職務評価導入の是非や日本社会における具体的な導入の普遍的な在り方においてまだ理論的な決着を見ていない。当然ながら、さまざまな質問や意見が出さ

れた。なお、報告者は労働運動に係わるさまざまな事件について、そのドキュメントを記載した『たたかひのルポルタージュ』を発行している（『経済』2021年7月号に概要）。

### ・女性労働研究部会（3月24日）

「女性労働者の実態と要求・課題」について全労連女性部調査をもとに舟橋初恵さんが報告した。女性労働者の最大の要求は「賃金改善と人員増」で男性の半分の賃金、人手不足で大半の女性が残業をしており、病気でも休めない実態を反映している。ハラスメントや妊娠・出産・育児に際して法定されている権利も取得できない実態も深刻である。とくに非正規の女性の6割近くは妊娠・出産・育児で退職している。女性部は諸権利を周知し、職場で権利を行使するためにリーフレットを作成した。女性が差別されずに元気に働き続けるために組合活動を強化し、権利行使できる職場づくりとともに賃金差別是正や最賃引き上げ、人員増、労働時間短縮、非正規の正規化、関連法の改正などを強化することが論議された。

## 3・4月の研究活動

- 3月5日 関西圏産業労働研究部会
- 7日 労働運動史研究部会
- 14日 賃金・最賃問題研究部会
- 24日 女性労働研究部会
- 25日 労働時間・健康問題研究部会
- 4月17日 社会保障研究部会
- 18日 中小企業問題研究部会  
労働運動史研究部会

## 3・4月の事務局日誌

- 3月3日 企画委員会
- 4日 労働法制中央連絡会事務局団体会議
- 8日 (公財)全労連会館理事会
- 13日 労働総研クォーターリー編集委員会
- 16日 全損保大会へメッセージ
- 25日 研究部会体制のあり方に関する検討チーム
- 4月7日 労働法制中央連絡会事務局団体会議
- 10日 企画委員会(拡大)